



からで見やすす
に役立つ
料理、チ
事務行
書類

しんぶん旗

日刊・月2,900円／日曜版・月800円

池子資料館は休館、 運動施設の利用も制限強化

池子米軍基地内にある池子遺跡資料館は、米国への同時多発テロ以降に警備体制が強化され、そのためには休館となっています。

また、西側運動施設の市民に対する自由な利用は、平成十年十一月の前市長と米軍基地司令官との共同声明「逗子市民と池子住宅地区住民との友好関係に関する共同声明文」によって、日本親善という前提のもとで一部利用が認められるようになっていましたが、

今回この事件によって大きく後退しています。また、市議会では市民からの「陳情書」了承に伴い、平成十二年六月議会「池子住宅地区及び海軍補助施設に係る西側運動施設の市民による自由な利用を求める意見書」を全会一致可決しています。

総合病院誘致を事实上断念 一部返還への道も大きく後退

総合病院誘致問題は、前市長のところで国との交渉が

行なわれた結果、接收地内に約二万平米の用地が提示

新たな追加建設となる米軍本設小学校計画 平成十九年まで住宅計画事業は継続

池子米軍家族住宅建設事業は、九四年三月に当初計画（住宅八百五十四戸・付属施設）が完成、約三千八百人が居住しています。しかし、完成と同時に4月に環アセス（環境影響評価）が二〇〇七年（平成十九）三月まで延長され、追加建設となる米軍小学校の分校を計画、既に完成させ、あわせて現在は本設小学校計画の調査及び計画が進められています。

逗子市は、米軍住宅計画によつて約十年にわたる市民を二分する議論が行なわれその間、防衛施設庁は工事を強行、そのような中で九十年に三者合意（国・県・市）五項目を結び、市として受け入れた経緯がありました。その後、合意内容の実現に向けて交渉は継続されてきましたが、現在、その合意の多くが事实上は反故にされた状況が作り出されています。

され、その条件が公的病院（国公立・共済など）となつてきました。長島市長は当初公約では池子以外を考えましたが、改めて府内に

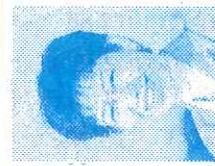
ある逗子市池子米軍家族住宅建設事業に係る渉外調整委員会内に検討会を設置、

「総合病院誘致についての検証報告書」を提出させ、これまで通りの「池子接収地内への誘致が適当と考える」と判断してきました。

具体的には前平井市長が須賀市が進出できないかを調整してきました。しかもも求める考えが示され、外に沼間第六小学校用地であることも明らかにされました。このことで再度、市の基本姿勢の軌道修正が行なわれるうことになり、市長の姿勢が迷走してきました。

日本共産党の質問（十二月議会）に対して市長は「池子地内を完全に断念したわけではなく、今後、池子以外に病院用地を求めることがなった場合、国から提示された土地は適切な利用

はじめ 明子



岩室 年治



発行 日本共産党三浦半島地区委員会 市政・生活相談所 逗子市沼間2-15-4 電話71-1321 FAX73-4798

2002年1月22日 第392号

決議案の提案説明 岩室年治（日本共産党）

去る6月28日、市長報告で池子米軍家族住宅地区に新たな米軍小学校建設を事実上受け入れる内容があつたが、しかし、その後、国と市議会が結ぶと言わされている合意文書は、市民への十分な説明もされず、また、いわゆる33項目、三者合意5項目、16項目の回答など、現状において未受け入れれ合意を結ぶことは認められません。同僚議員各位におかれましては、本決議案の趣旨を御理解いただき、賛同いただきますようお願い申し上げます。（一部略）

池子米軍本設小学校計画に関する決議

提案者 岩室年治（日本共産党）
平井竜一（次世代フォーラム）
松本治子（会派21世紀）
関口正男（社会民主党）

池子接収地の全面返還は逗子市の歴史的志願である。しかし、逗子市神奈川県、国との三者合意5項目によつて、当時の市長のもとで件付き受け入れが行なわれてきた。長島一由市長は、選舉公約で、恒久化に変節し、市民と議会の理解を得るために、三者合意5項目に反する内容でありながら、本設小学校の県ことを明言してきた。ところが、就任後に反する内容であつた。これを認めめた。市議会は、追加建設を事実上容認する状況である。議会の理解もなく、議会の理解するこ

以上とのおり決議する。
平成13年7月4日

逗子市議会 全会一致

計画を検討し、返還を求める
たい」と答弁しています。
再質問では「総合病院以外の目的に変更した場合の
約束はされているのか」とと
質し、市長は「その辺のつ
けめは今後交渉していかな
ければならない」と答弁、
現時点では、国との合意も

なくすすめられていること
を明らかにしました。
返願いもあり、池子接收地
いましたが、事実上の断念
となれば大きく後退すること
につながります。

残された東側緑地（約6ha） 失われる緑地は同規模（約5ha）

池子基地には、すでに小
学校があり約四百七十名の
生徒が在学中です。しかし、
国は、計画地の拡大を図り、
新たに米軍本設小学校の建
設を計画、その規模は幼稚
園（六クラス）から小学校
までの800人（二十四クラス
八十人学級）となっています。
また、今回の計画で失われる
緑地面積は5.2haで、
受け入れ合意（三者合
意）で残された緑地保全が
約束された上で、緑地復元

を求めた東側プロジェクトは6
haほどこの面積に匹敵する面積
が今回の計画で無くなること
になります。市長は草地
で緑地の改変もなく、環境
に与える影響も少ないとして
います。手続きでは、市長が県ア
セスを認めしたことによつて、
十四年度は環境影響評
価、成十三年度は文化財調査
等の調査・設計がすすめら
れる状況となっています。

市民意は脇に置かれ 議会意を無視する市長の姿勢

市長が国との交渉結果と
して示した内容が、これまで
ない中で、さらに前進も
図られないことから議
会全体が理解できない立場
になってしまいます。長島市長
たことからも反対しています。

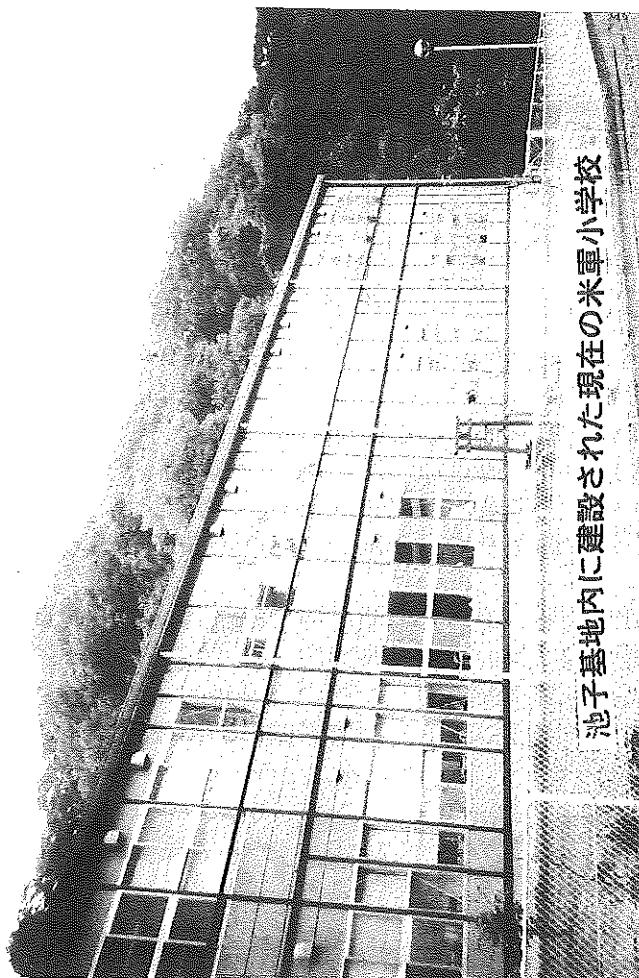
昨年六月議会、日本共産
党・次世代などの共同で議
案提案した「決議案第五号
池子米軍本設小学校計画に
関する決議」が全会一致可
決されました。しかし、市長は「議会決
議」をまったく無視する形
で、県アセス手続きを認め
てしまっています。

三者合意5項目（受け入れ条件） 国は約束を守らず、市長は容認

三者合意五項目といふ國
との約束を守らせることは、
最低限の市長の責務です。市
長は、國の強引な姿勢の背景に
すでに受け入れている
市長の姿勢は、過去の歴史を知
りう形はどうらい、「自分
で済んでいく」「過去の過
動結果をみれば、反対してしま
う」と一方的に作られてしま
うが禁じてきた市民自治を理
解しない姿勢ではないでし
うか。

追加建設は認めるべきではない 国との約束を守らせるべきだ

長年にわたる逗子市民の
全面返還運動、その後の米
軍住宅問題でも市民を二分
する運動と結果、現在の状
況が作り出されているわけ
です。その上、さらに約束
されたものが反故にもされ
てはいる。市長はまともな交
渉もせずに、安易な判断で
手続きを容認してきています。
歴史的な経過からも、
強く求めています。



池子住宅地区及び海軍補助施設に所在する西側運動施設の
市民による自由な利用を求める意見書

池子住宅地区及び海軍補助施設に所在する西側運動施設の市民利用に
ついては、1998年3月に国から池子米軍家族住宅建設事業を受け入
れる際の諸条件であるいわゆる33項目のうちの残り16項目の回に令官明
り、逗子市と市民の負担が求められていましたが、1998年12月に米軍横須賀基地司共同声明
との間で「逗子市民と池子住民との友好関係に関する共同声明」が図ら
れました。この文書を取り交わし、日米親善を前提として具体的な市民利用が図
られました。しかし、米軍から警備上の理由による突然の通告によつて、本年1
月11日から逗子市民のゲートや散歩ができなくなり、また、野球場のマ
ウンドが米軍の都合によりなくなりました。このことは、過去の経過を十分に踏まえられたと
して、政府におかれましては、過度を十 分に踏まえられたとされるよう強
い切望するものである。

1. 400メートルトラックを含めた西側運動施設について、速やかに
市民の自由な利用を認めること。
2. 西側運動施設の利用について、逗子市と市民に負担を求めないこと。
3. 野球場のマウンドを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

逗子市議会 全会一致

平成12年7月10日